

3 費用弁償の取り扱いについて

(1) 費用弁償に関する諸規定

地方自治法（抜粋）

（議員報酬及び費用弁償）

第 203 条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

2 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

4 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

【参考：第 100 条第 12 項】

議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。

第 203 条の逐条解説（「新版 逐条地方自治法」第 9 次改訂版 学陽書房）より

- ・費用弁償については、費用の範囲と金額が問題となる。費用弁償は、「職務に要する経費」であるから、正当な議会の職務の執行でなければ費用弁償を支給すべきではない。

第 100 条第 12 項の逐条解説（同上）より

- ・従来、費用弁償は、その「職務を行うため要する」費用の弁償であるから、議会の議員については、議会開会中又は付議された特定の事件を委員会が議会閉会中に審査する場合においてのみ費用弁償は支給されるべきであって、議会閉会中の審査の付託がなされていない場合に委員会が委員長の招集により開かれた場合、議会開会前予算及び条例の内示等の説明等のため長からの要請に基づき委員長が招集する委員会に出席した場合、議会閉会中に長の要請又は議会の必要に基づき全員協議会に出席し又は議長において各党代表と協議のため参集を求められ出席した場合等においては、いずれも法に基づく正当な職務の執行とはいえないから費用弁償を支給すべきではないとされてきた。判例においても、法定外の議員協議会を公式の会議と見ることは相当でなく、法第 203 条第 3 項にいう「職務」や費用弁償条例にいう「公務」は、正規の会議に出席する場合等に限られるものであるとしている。このようなことから、平成 20 年の改正後の第 100 条第 12 項の規定の「場」に該当すれば、議員の「職務」に該当し、条例の定めによって費用弁償を支給できるとなるとみられているようである。

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（抜粋）

第 6 条 議長、副議長及び議員の職務のため旅行する場合にあつては、その費用の弁償として旅費を支給する。

第 7 条 旅費の支給に関しては、この条例に定めるもののほか、一般職に属する県職員の例による。

(2) 費用弁償の取り扱い改正の経過

平成 15 年まで費用弁償は、応招旅費と普通旅費の二つに分かれており、応招旅費は本会議や委員会の招集に応じて会議に出席するため議事堂への登庁にかかる費用を距離別の定額制としたもの、普通旅費はそれ以外の職務の際に支給するもので県職員の例によるものとされていた。

平成 16 年第 1 回定例会から応招旅費を廃止することとし、同年 5 月の代表者会議において、閉会中に開催される代表者会議や委員会協議会と同様に予算決算特別委員会理事会も費用弁償を支給することとされた。

平成 19 年に議会改革推進会議に設置された会期に関する検討プロジェクトチームによる「会期等の見直しについて」の検討の中で、定例会を年 4 回制から 2 回制に向けて、会期日数や委員会の開催日数の増加に伴う登庁経費増加への対応について議論が行われた結果、「議員の本会議、委員会等、諸会議への出席や会期中の議案精読等のための登庁等に係る費用弁償について、従来、支給対象となっていた委員会協議会、予算決算特別委員会理事会及び会期中の議案精読等に係る登庁については、支給対象としない。」と報告され、平成 20 年 9 月の代表者会議で費用弁償の対象とする会議について資料 3—2 の整理が行われた。